

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号） 第14条第1項、第2項	同居の承認	建築住宅課

1 審査基準は、入居者が盛岡市市営住宅条例施行規則（平成9年9月30日規則第40号）第7条第2項各号（高齢者世話付住宅以外の市営住宅にあつては、第3号を除く。）に掲げる要件を備えていることを承認の基準とするほか、次のとおりとする。

- (1) 同居させようとする者が暴力団員でないこと。
- (2) 承認を得ようとする者又はその同居者が病気にかかっていることその他の特別の事情があると認めるときは、盛岡市市営住宅条例施行規則第7条第2項各号に掲げる要件を備えていなくても承認を行うことがある。

2 標準処理期間は、15日とする。